

7. 法学研究科（専門職学位課程）

I	法学研究科（専門職学位課程）	
	の教育目的と特徴	・・・ 7-2
II	「教育の水準」の分析・判定	・・・ 7-4
	分析項目 I 教育活動の状況	・・・ 7-4
	分析項目 II 教育成果の状況	・・・ 7-6
III	「質の向上度」の分析	・・・ 7-9

I 法学研究科（専門職学位課程）の教育目的と特徴

1 法学研究科（専門職学位課程）の目的

本法科大学院における教育の最も基本的な目的は、一橋大学研究教育憲章が掲げる「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を、法曹養成という法科大学院教育の場合に当てはめたものである。このような大学の理念を基礎に、本法科大学院では、社会の各分野において、法律に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い法律家の養成を目的としている。これらを本学の伝統的基盤と実績とに即して、さらに具体化した教育目的として、次の3点を有する法曹の養成を標榜している。

(1) ビジネス法務に精通した法曹

本学は、政治経済社会の指導的担い手としての理想像を「キャプテンズ・オブ・インダストリー」との表現に求め、社会科学の理知、豊かな教養と感性、市民的公共性と国際性を備えた人材を産業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部の枠を超えた科目履修が広く認められてきたほか、法学部と経済学部との間では、副専攻プログラムを設けて、法学部生に体系的に経済学を学ぶことを奨励している。また、国際企業戦略研究科という独自の大学院課程も設置して成果を挙げている。本法科大学院は、このような実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通し、かつ公共性を備えた法曹の養成を目指している。

(2) 国際的な視野を持った法曹

今後ますますグローバル化が進行する中で、国際感覚を持ち、語学・外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。創立135年を機に平成23年4月に学長が提示した「プラン135」と題する本学の運営基本方針においても、研究・教育のグローバル化が主要な柱となっている。本学法学研究科は、法学と国際関係の2分野からなり、国際関係の研究・教育が充実しており、人材育成にも実績がある。また、経済学研究科との協力体制のもとに国際・公共政策大学院を設置し、国際的視野を持った政策決定のできる人材の育成にも取り組んでいる。こうした環境を活かし、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野を持った法曹を養成する。

(3) 人権感覚に富んだ法曹

現代社会における人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。国内においては、とりわけ司法関係者の姿勢が問われている折、市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚に基礎を置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「キャプテンズ・オブ・インダストリー」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。法科大学院のすべての科目において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目・科目横断的法曹倫理教育の充実により、人権感覚に富み倫理性の高い法曹の養成に取り組んでいる。

これら3つの理念は、修了生に共通して求められるものである。その上で、本法科大学院の資源を活かし、ビジネス法務については、特にその分野の専門家を養成することを目的とする。また、より一般的なこととして、本法科大学院は、長期的に見て社会に貢献できる高い志を持った人材の育成を目的としている。上述したところを含めて、学生に対しては、法曹になること自体が目標なのではなく、法曹として何にどのように貢献していくかが課題であることを強調している。

2 専門職学位課程設立の趣旨と特徴

本法科大学院は、平成16年4月1日に、入学定員100人（未修者30人、既修者70人）

一橋大学法学研究科（専門職学位課程）

という規模で開設され、平成 22 年 4 月からは入学定員 85 人（未修者 25 人、既修者 60 人）という規模に入学定員が変更された。開設にあたり、その目的として、上述のように、①ビジネス法務に精通した法曹、②国際的な視野を持った法曹、③人権感覚に富んだ法曹の養成を掲げて現在に至っている。本法科大学院は、そうした目的に沿ってカリキュラムを編成し、教育活動を行っている点に最大の特徴がある。

第一の「ビジネス法務に精通した法曹」に関しては、ビジネス・ロー関係科目の充実に加えて、3 年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置している。このコースは、25 人程度の学生を対象に、毎週金曜日に千代田キャンパスにおいて、国際企業戦略研究科の協力を得て、本法科大学院の専任教員、国際企業戦略研究科の教員、さらにビジネス法務の最先端で活躍している実務家等により最先端のビジネス法務の能力を養成する目的で設置している。

第二の「国際的な視野を持った法曹」に関しては、国際関係の科目、外国法科目を充実させているほか、2 年次において「英米法」または「法律英語」のいずれかの科目を選択必修としている。「英米法」の授業は、ネイティブの教員により英語で授業が行われている。また、こうしたこと的前提として入学試験において、未修者、既修者ともに英語成績（TOEIC）を入試科目に加えていることも本法科大学院の特徴である。

第三の「人権感覚に富む法曹」に関しては、3 年次の「発展ゼミ」のうち憲法ゼミと刑事系ゼミを「人権クリニック」として開講している。これは、半期間にわたり現実の一つないし二つの訴訟について、事件の担当弁護士の了解の下で資料提供を受け、受講生に守秘義務を課した上で資料を検討し、訴状や準備書面、控訴趣意書、上告趣意書などを作成する臨床能力を養う試みであり、他の法科大学院にはない本法科大学院の大きな特徴である。また、平成 16～18 年度には文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として、「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクトを実施し、さらに平成 19～20 年度にかけては文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育プログラム」として、日弁連法務研究財団からの助成も得て「継続的法曹倫理教育の開発」プロジェクトに取り組み、これらの成果を法曹倫理の教材として出版し、国際シンポジウムを開催した。1 年次の訴訟法系科目において裁判所見学を取り入れ、2 年次から法曹倫理科目の履修を義務付けるなど法曹倫理の教育に力を入れている。

[想定する関係者とその期待]

本法科大学院が想定する関係者は、第一には、裁判所、検察、弁護士界等の法曹関係者である。第二には、修了生がビジネス・ロイヤーとして活躍することが期待されている企業、さらには法曹有資格者としての活動が期待されている中央官庁や地方自治体である。第三に、本研究科が優秀な研究者を多く輩出してきた経緯に照らすならば、法律関係学界等、法律関係教育研究機関を挙げることができる。最後に、人権感覚に富んだ法曹が各分野に輩出されることは、社会のすみずみにおいて国民の人権が保障されるための大前提であり、この面での国民全体の期待も大きいと考える。法曹関係者からは、本法科大学院が目的としている、①ビジネス法務に精通した法曹、②国際的な視野を持った法曹、③人権感覚に富んだ法曹を、その目標通りに養成することが期待されている。それは、ビジネス・ロイヤーとしての活躍を期待する企業、法的専門知識を活かした公務の有能な担い手を期待する中央官庁・地方公共団体も同様であり、また、人権感覚に富む人材が社会の各所に配置されることを求める国民の期待に添うことにもなる。さらに、このような法曹が法律の専門研究者となり、高等教育機関において教育研究に従事することについての、高等教育機関等の期待も大きいものと考えている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

（観点に係る状況）

法科大学院は、公法系、民事法系、企業法系、刑事法系、国際法系、基礎法系の専任教員と兼任教員、兼任教員の79人で学生の教育に当たっている（平成27年5月1日時点）。

また、多様な教員を確保するため、選考委員会が、当該教員の経歴、資質、業績等にわたる審査を行い、その後教授会等の審議の後、採用及び昇任を承認している。教員全員はそれぞれの分野を適切に指導しうる高い能力を有しており、そのことは毎学期実施している授業評価アンケートにおける学生の授業への高い満足度に反映されている。

さらに、多様な入学者を確保するため、全員に自己推薦書を課しており、国際的な視野を持った法曹に適する人材を確保するために英語試験（TOEIC）を全員に課している。また、飛び級入学も未修者だけでなく、平成28年度入試からは既修者にも拡大している。

このほか、内部質保証システムを機能させるために、①FD体制の充実、②授業評価アンケートの実施、③研修や講演会への参加、④OB・OGである学習アドバイザーとの意見交換を行っている。

また、司法試験における高い合格率という成果と優秀な若手法曹を多様な分野に輩出してきたことから、法科大学院のモデルとして外部機関、関係者の視察を積極的に受けている【資料7-2-1】。

さらに、文部科学省が平成26年度から実施している「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」【資料7-2-2】においても高く評価されている各種取組により、教育の質の改善・向上を図っている。

【資料7-2-1】 本法科大学院が視察及び訪問を受けた団体等（平成25年以降）

- ・ 横浜国立大学法科大学院のFDチーム
- ・ 自由民主党司法制度調査会
- ・ 琉球大学法科大学院
- ・ 法曹養成制度改革顧問会議
- ・ 岡山大学法学部・法科大学院
- ・ ソウル地方弁護士会、第二東京弁護士会

【資料7-2-2】 文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において高い評価がされた取組

- ・ 「未修者教育を充実・発展させるための取組」
- ・ 「公法系及び刑事系の各訴訟実務における即戦力人材養成の取組」
- ・ 「法科大学院進学促進プログラム：学部学生並びに多様な知識・経験を有する幅広い人材の法科大学院への進学を促すために」
- ・ 「共生社会を可能にするための、障がい者を有する法科大学院生に対する教育支援モデルの構築と提示の取組」

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由）

多様な教員の確保や入学者選抜の工夫、内部質保証システムを機能させるための取組を行っており、司法試験における高い合格率等の結果から、外部機関、関係者の法科大学院のモデルとなっている。

これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

観点 教育内容・方法

（観点に係る状況）

学位授与方針に基づき、体系的な教育課程を編成する【資料7-2-3】など、理論教育により基礎を十分に固めたうえで、段階的に実務基礎教育を増やしていく形をとっており、未修者と既修者のそれぞれの特性に配慮しつつ、基礎力、応用力、実務能力を段階的に獲得していく教育課程編成上の工夫を行っている。

履修課程は、未修者コースは3年、既修者コースは2年であるが、未修者について、1年次は憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目に限定し、未修者にはまず法律学の基礎的な知識や考え方の習得に努めさせている。未修者については1年次に、随意科目として「導入ゼミ」を設けており、また平成27年度からは「法律文書作成ゼミ」を設けて法律学のスムーズな履修を可能にするよう工夫している。

また、平成26年度からは1年生に対しては2年次への進級試験を課しており、これによって前述の5科目の基礎的な知識や考え方の習得を確実なものとしている。2年次になると未修者は既修者と合流することになるが、まず法律基本科目の演習科目を多く設定して応用力を養い、2年次後期以降は修了後の司法修習と円滑に接合するように実務能力を養うことにしている。

加えて、教育課程の実効性を高めるために、少人数教育、双方向的な授業、2年次の夏に自由選択科目としての「夏期特別研修」（いわゆる「エクスターンシップ」）の実施、成績不振者に対する警告と助言の実施、学習アドバイザー制度、法律相談クリニック【資料7-2-4】を実施するなど、教育方法や学習支援の工夫を行っており、その内容は外部評価において高い評価を得ている【資料7-2-5】。

【資料7-2-3】 体系的な教育課程の編成

人材育成の目標	教育課程の編成内容
ビジネス法務に精通した法曹	ビジネスロー・コース制度
広い国際的視野を持った法曹	「比較法制度論」を必修としているほか、英米法、法律英語の選択必修とした
人権感覚に富んだ法曹	3年の「発展ゼミ」のうち、憲法と刑事法のゼミに「人権クリニック」を設置

【資料7-2-4】 学習アドバイザー制度、法律相談クリニック

<ul style="list-style-type: none"> 学習アドバイザー制度 本法学大学院のOB・OGの若手弁護士を学習アドバイザーとして30人程度委嘱し、少人数のアドバイザー・ゼミを実施することで、学生は法律文書の起案の仕方を若手の実務家から学び、アドバイザーは若手法律家のロール・モデルとして機能している。 法律相談クリニック 平成23年からは、近隣の多摩パブリック法律事務所と協定を締結し、学生を法律相談の現場に立ち合わせ、その後弁護士とともに事例の検討会を行って臨床能力を育成している。
--

【資料7-2-5】 外部評価資料

<ul style="list-style-type: none"> 一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011 「履修課程について指摘したい点は、……1年次の履修科目を法律基本科目のうち、特に憲法・民法・刑法に重点を置き、これらの十分な習得を1年の目標としていることである。……これらの者（法学未修者－引用者）に上記法律基本科目の基礎を十分に理解させることによって、2年次には法学既修者として入学した者と共通の授業を受けることができることになっており、また司法試験結果におい

ても、法学既修入学者と法学未修入学者との間に大きな差が生じていない。これは本法科大学院が、法曹養成専門職大学院としての法科大学院のカリキュラムをどのように構成すればよいかについて、確固としたコンセプトを有していることを示すものであり、またその教育実践の成果は、他大学にとっても大いに参考となるものである」

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由）

学位授与方針に基づき、未修者と既修者のそれぞれの特性に配慮しつつ、教育課程編成上の工夫を行っている。また、教育課程の実効性を高めるために、少人数教育をはじめ様々な教育方法や学習支援の工夫を行っている。そして、その結果は外部評価において高い評価を得ている。

これらのことから、期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

（観点に係る状況）

履修・修了状況から判断される学習成果の状況

本法科大学院では、法科大学院規則に定めた基準に基づいて厳格な成績判定、進級判定、修了判定を行っている。

進級判定については、2年次、3年次に進級に必要な要件を定めて行っているが、基本的には、①各学年の必修科目のすべての単位を充足することと②各学年の必修科目のGPA（Grade Point Average）基準1.7を上回ることが求められており、平成26年度からは、未修者が法律学の基礎的な学習を経て2年次で既修者とスムーズに合流できるようにするために1年次から2年次への進級に関しては5科目を対象とする進級試験に合格することを要件として加えた。1年次から2年次への進級に関して進級試験を課しているのは本法科大学院の大きな特徴である。修了認定においても同様に厳格な基準に基づいて修了認定を行っている。こうした結果は、資料7-2-6における留年者、修了者、退学者の数値に示されている。

また、学期毎に実施される期末試験、レポート等については答案、レポートを学生に返却している。返却の際には、出題趣旨や講評を学生に配布することにしており、答案やレポート等の添削まで教員に義務付けているわけではないが、実際には多くの教員が添削を行っており、こうしたことを通じて個別の学生の成長を促すフィードバックがなされている。

さらに、学業の成果を把握するための取組として、毎学期、独自の授業評価アンケートを行い、FD担当委員の下で結果を確認し、結果を担当教員に伝え、法科大学院資料室で学生の閲覧に供しているほか、FD会議での議論に活用している。

司法試験における高い実績

本法科大学院における教育の成果を顕著に示すものとして高い司法試験の合格率を挙げることができる。本法科大学院は平成18年度の第1回の新司法試験で、83.0%という合格率を達成し、複数の合格者を出した法科大学院の中で全国1位であった。資料7-2-7のデータが示すように、全国的に司法試験合格率が低下している中で本法科大学院は今回の中期目標期間中も極めて高い合格率を維持している。

具体的には、平成22年度の合格率は50.0%（全国2位）、平成23年度は57.7%（全国1位）、平成24年度は57.0%（全国1位）、平成25年度は54.5%（全国3位）、平成26年度は47.8%（全国3位）、平成27年度は55.6%（全国1位）である。合格者数も、平成22年度は69人、平成23年度は82人、平成24年度は77人、平成25年度は67人、平成26年度は66人、平成27年度は79人と高い水準にある。

一橋大学法学研究科（専門職学位課程） 分析項目Ⅱ

また、平成 25 年 3 月に大学評価・学位授与機構によって公表された「平成 24 年度実施法科大学院認証評価評価報告書」において「司法試験の合格状況が高い水準にある」と評価され、平成 27 年 3 月に大学評価・学位授与機構によって公表された「平成 26 年度実施大学機関別認証評価評価報告書」においても「法科大学院は、毎年高い司法試験合格率を維持し、過去 8 年間で、全国 1 位が 5 回、2 位、3 位、4 位各 1 回ずつと極めて顕著な成果を上げている」と評価されていることにも、学業の成果が上がっていることが客観的に示されている【資料 7-2-8】。

【資料 7-2-6】 法科大学院入学・在籍等一覧

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	入学者	修了者	退学者	入学者	修了者	退学者	入学者	修了者	退学者
未修者	27	23	3	24	22	4	24	28	5
既修者	61	63	1	63	60	3	64	58	8
計	88	86	4	87	82	7	88	86	13
<p>平成 24 年度の進級率 未修者：1 年次から 2 年次への進級率 93.10%，2 年次から 3 年次への進級率 78.57% 既修者：2 年次から 3 年次への進級率 95.24%</p> <p>平成 25 年度の進級率 未修者：1 年次から 2 年次への進級率 92.31%，2 年次から 3 年次への進級率 90.32% 既修者：2 年次から 3 年次への進級率 93.75%</p> <p>平成 26 年度の進級率 未修者：1 年次から 2 年次への進級率 80.00%，2 年次から 3 年次への進級率 91.32% 既修者：2 年次から 3 年次への進級率 89.23%</p> <p>入学年度別の修了率（標準修業年限修了者数/入学者数）</p> <p>平成 23 年度未修者： 92.31% 24/26 既修者： 98.36% 60/61</p> <p>平成 24 年度未修者： 88.89% 24/27 既修者： 96.72% 59/61</p> <p>平成 25 年度未修者： - 未定/24 既修者： 92.06% 58/63</p>									

【資料 7-2-7】 一橋大学法科大学院 司法試験合格率等の変遷

年度	合格率	合格者数
平成 22 (2010) 年度	50.0% (全国 2 位)	69 人
平成 23 (2011) 年度	57.7% (全国 1 位)	82 人
平成 24 (2012) 年度	57.0% (全国 1 位)	77 人
平成 25 (2013) 年度	54.5% (全国 3 位)	67 人
平成 26 (2014) 年度	47.8% (全国 3 位)	66 人
平成 27 (2015) 年度	55.6% (全国 1 位)	79 人

【資料7-2-8】

- ・ 「平成 24 年度実施法科大学院認証評価評価報告書」
I 認証評価結果（7 ページ）、第 1 章 教育の理念及び目標（8 ページ）
- ・ 「平成 26 年度実施大学機関別認証評価評価報告書」
基準 6 学習成果 6-2-①（43 ページ）

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由）

学業の成果を把握するための取組として、厳格な成績評価、進級判定、修了認定を行い、また学生の成長を促すために答案やレポートを添削したうえで返却するなどの工夫を行っており、その結果、司法試験において全国的に見て際だって高い合格率を維持しており、学業の成果が上がっている。特に、法曹という専門職を養成することが目的の専門職大学院である本法科大学院の司法試験における合格率の際立った高さは、学業の成果が上がっていることを客観的に示すものである。

これらのことから、期待される水準を上回ると判断する。

観点 進路・就職の状況

（観点に係る状況）

修了後の進路の状況から判断される在学中の学業の成果の状況

法科大学院は司法試験の合格だけを目指すものではないが、本法科大学院は司法試験において高い合格水準を維持し、法科大学院が開設されるにあたり理想とされた7～8割の合格者（司法制度改革審議会意見書）という目標を少なくとも累計合格率（平成17～26年度修了者における累計合格率81.2% 全国1位）注）において達成している。

修了生の多くは、法曹として様々な分野で活躍しており、刑事事件において無罪判決を勝ち取る弁護士や日本弁護士連合会の主催するセミナー等で講師を務める弁護士もいる。

進路の状況については、把握している限りで、平成22年度修了者のうち裁判官5人、検察官3人、弁護士事務所42人、平成23年度修了者のうち裁判官11人、検察官6人、弁護士事務所40人、平成24年度修了者のうち裁判官6人、検察官4人、弁護士事務所34人等となっており、大半の者が司法試験に合格した後司法修習を経て法曹として活躍している。このほかにも弁護士として企業の法務部等に勤務する者や公務員になった者がいる【別添資料7-2-A】。

以上のように、修了生の進路の把握のための取組を行っており、把握している修了生の多くは法曹として社会で活躍しているといえる。

注）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第71回）H27.9.17資料1-8による。（文部科学省ウェブサイトより）

【別添資料7-2-A】 別紙様式 修了認定

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由）

本法科大学院は、司法試験において際だって高い合格水準を維持し、累計合格率において約8割の合格を達成している極めて優秀な法科大学院である。修了生の多くは、法曹として様々な分野で活躍しており、在学中の学業の成果が上がっていると考えられることから、期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

（1）分析項目Ⅰ 教育活動の状況

事例1 司法試験合格率及び外部評価の高評価

本法科大学院は司法試験の合格率の際立った高さや優秀な若手法曹を多様な分野に輩出していることから、法科大学院、法曹関係者の間において、あるべき法科大学院のモデルを示すものだという評価を得ており、多くの法科大学院関係者、法曹養成制度改革の関係者による視察の対象になっている。

また、平成24年3月の「一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011」においても「一橋大学法科大学院の教育は、司法試験の結果にも反映されているように、全国的にみてトップクラスにあり、その質も高い」との評価を得ている【別添資料7-3-A】。

特にこうした高い評価が、文部科学省が平成26年度から実施している「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における高い配分率（基礎額の設定率＋加算率）に結実したと考えられる。【資料7-3-1】

【資料7-3-1】 文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における本学への配分率

年度	配分率
平成26（2014）年度	130%（審査申請42校中の第2位）
平成27（2015）年度	130%（審査申請41校中の第3位）

【別添資料7-3-A】 『一橋大学大学院法学研究科外部評価書2011』（5ページ）

（2）分析項目Ⅱ 教育成果の状況

事例1 学業の成果及び進路・就職の状況

教育の成果を顕著に示すものとして、司法試験の高い合格率を挙げることができる。

全国的に司法試験合格率が低下している中で本法科大学院は今回の中期目標期間中も極めて高い合格率を維持している。